**令和元年台風第19号による固定資産税の被災代替償却資産特例について**

●**特例の内容と適用要件**

**１　特例対象者**

令和元年台風第19号により滅失または損壊した償却資産の所有者

**２　対象資産（代替償却資産）**

(１)令和元年台風第19号により滅失または損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産

(２)令和元年台風第19号により損壊した償却資産を修理または改良を行った場合の改良費（資本的支出のみ）

※原則、被災償却資産と種類が一緒であり、使用目的または用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。

**３**　**取得期間**

令和元年10月12日から令和６年３月31日までの間に取得または修理・改良された償却資産。

**４　特例の内容**

取得または修理・改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から４年度分を2分の１減額します。

※地方税法第349条の３の４及び同法附則第15条から第15条の３までの課税標準額の特例制度の適用を受ける代替償却資産については、特例適用後の課税標準からさらに２分の１を軽減します。

**５　申告書の提出について**

代替償却資産を取得または修理・改良した年の翌年の1月31日までに、大河原町役場税務課固定資産税係に提出してください。申告書に必要な添付書類については以下をご覧ください。

●**申告に必要な添付書類**

**１　被災代替償却資産に係る固定資産税特例適用申告書**

**２　固定資産（償却資産）代替資産対照表**

**３　被災償却資産が令和元年台風第19号により滅失または損壊した旨を証する書類**

　　（り災・被災証明書等）

**４　損壊を受けた償却資産を特定できる書類**

（償却資産種類別明細書（写し）等に損壊を受けた償却資産にマーカー等を付けて明示したもの）

**５　被災償却資産を修理・改良した場合、その金額が確認できる書類**

　　（修理・改良に係る費用が明示されている請求書等）

●**申告書提出先・お問合せ先**

〒989-1295　宮城県柴田郡大河原町字新南19

大河原町税務課固定資産税係（大河原町役場1階⑩番窓口）<TEL:0224-53-2113>　FAX:0224-53-3818